

医療法人 耕仁会

介護医療院札幌太田病院運営規程

(事業の目的)

第 1 条 この規定は、医療法人耕仁会が開設する介護医療院札幌太田病院（以下「介護医療院」という。）が行う介護医療院サービスの事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び介護支援専門員その他の職員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 介護医療院は、長期にわたり療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- 2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努めるものとする。
 - 3 介護医療院は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(介護医療院の名称等)

第 3 条 介護医療院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護医療院札幌太田病院
- (2) 所在地 札幌市西区山の手 5 条 5 丁目 1 番 1 号

(従業者の職種、人数、及び職務内容)

第 4 条 介護医療院に勤務する従業者の実配置人数及び職種・職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-----|------|
| (1) 管理者 | 1 名 | (兼務) |
| (2) 医 師 | 1 名 | (兼務) |
| (3) 薬剤師 | 1 名 | (兼務) |
| (4) 管理栄養士 | 4 名 | (兼務) |

- (5) 栄養士 1名 (兼務)
- (6) 看護職員
看護師及び准看護師 (常勤) 11名 (非常勤) 3名 (1.5名)
- (7) 介護職員 (常勤) 11名 (非常勤) 2名 (1.1名)
- (8) 作業療法士 1名 (専任)
- (9) 理学療法士 1名 (兼務)
- (10) 介護支援専門員 2名 (1.0名)
介護支援専門員は、入院患者及びその家族の希望、医師の治療方針等に
基づき他の従業者と協議の上、施設サービス計画を作成する。
- (11) 調理師及び調理員 (常勤) 11名 (非常勤) 6名 (2.5名)
- (12) 事務職員 10名
介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。
- (13) 診療放射線技師 (非常勤) 2名

(入居者の定員)

- 第 5 条 介護医療院の定員は、次のとおりとする。
療養棟 (呼称「介護医療院療養棟」) 32人

(指定介護医療院サービスの内容)

- 第 6 条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。
- (1) 療養上の管理
 - (2) 看護
 - (3) 医学的管理下の介護
 - (4) 機能訓練その他必要な医療

(利用料等)

- 第 7 条 介護医療院がサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護医療院サービス利用料金表の施設サービス費及び指導等の合計の1割から3割とし、入所者から支払いを受けるものとする。この額は市町村の運営する介護保険高額サービス費算定の対象となる。
- 2 介護医療院が入所による部屋及び食事を提供した場合の利用料の額は、別に定める介護医療院サービス利用料金表により、第1段階から第3段階まで光熱水費及び食費の合計負担限度額、第4段階は同基準費用額とする。
 - 3 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払を入所者の負担とする。
 - (1) 理髪代等 (別表「ご利用料金表」のとおり)
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便

宣のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用（別表「ご利用料金表」のとおり）

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、入所時に入所者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名し、押印を受けることとする。又、料金を変更する場合は、遅くとも1か月前から掲示し、文書により説明の上、同意する旨の文書に署名又は記名し、押印を受けるものとする。

（居住費及び食費の額の設定）

第 8 条 居住費及び食費の額は、厚生労働大臣の指針に基づき、居住費においては近隣類似施設の光熱水費の平均的水準を勘案し、食費は食材料費及び調理に係る費用を基本とし、双方とも介護医療院と入所者との契約により定めるものとする。

（介護医療院の利用にあたっての留意事項）

第 9 条 入所申込者及びその家族は、介護医療院の定める運営規程並びに介護医療院サービス利用契約書に記載された入所生活上のルール、設備利用上の留意点を遵守すること。

（非常災害対策）

第 10 条 介護医療院は、非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的な計画をたてるとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第 11 条 介護医療院は、サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに市町村及び後見人、家族、身元引受人等関係者に連絡を行う。また、事故に際し採った処置の記載、再発防止の対策など必要な措置を講じるものとする。

- 2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合、損害賠償を行う。但し、介護医療院に故意過失がない場合はこの限りではない。

- 3 入所者の責に帰すべき事由によって介護医療院が損害を被った場合には、入所者及び連帯保証人が連帯してその損害を賠償するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 介護医療院は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、次の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者 看護介護課長
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制整備
- (4) 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修実施
(第13条に定める研修に含まれる)
- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
- (6) サービス提供中に、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報する

(その他の運営についての重要事項)

第13条 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するにあたり、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を下記のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 原則として採用後3か月以内
- ② 継続研修 年50日間
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人耕仁会と介護医療院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、2021年10月1日から施行する